

鳥取県「週1副社長」推進加速化補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出

- 
- 提出期限は、業務委託契約（以下、「委託契約」という）に定める契約期間の開始日から14日を経過する日までです。
 - 交付申請は、下記提出先に申請（電子メール、郵送又は持参）してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則14日以内）

- 
- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

- 
- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先に申請（電子メール、郵送又は持参）してください。

4. 事業完了

- 
- ※事業の完了とは、委託契約に定める目的を達成し、委託契約期間が満了もしくは委託契約を解除した場合をいいます。

5. 実績報告書提出（完了・中止・廃止から14日以内）

- 実績報告は、下記提出先に報告（電子メール、郵送又は持参）してください。

◎補助金の支払い

- ※支払に必要な書類は、実績報告書に添付されたもの以外にはありません。
補助金は、支払手続きが終了次第、指定された口座に振り込まれます。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部 雇用人材局 鳥取県立鳥取ハローワーク
鳥取県鳥取市東品治町111-1（JR鳥取駅構内）
電話：0857-51-0501
電子メール：hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp